

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 福島県議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

条 例

福島県議会の議員の議員報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県条例第百二十一号

福島県議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

福島県議会の議長、副議長及び議員の議員報酬月額は、平成二十六年一月一日から平成二十七年十一月十九日までの間において、県議会の議員の議員報酬等に関する条例（昭和二十二年福島県条例第十七号）第二条の規定にかかわらず、その者に対応する同条例別表第一に掲げる議員報酬月額から当該議員報酬月額に百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同表に掲げる議員報酬月額とする。

附 則

- この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。
- 福島県議会の議員の議員報酬の特例に関する条例（平成二十三年福島県条例第百六号）は、廃止する。

（議会事務局総務課）